

平成25年3月29日
県N第104号

協働コーディネートデスク設置要綱

改正 平成26年3月26日県N第87号

改正 令和3年11月10日県協第38号

(設 置)

- 第1 長野県の協働推進の指針となる「信州協働推進ビジョン」の策定に伴い、協働を具体化する施策を行うため、協働コーディネートデスクを設置する。
- 2 協働コーディネートデスクは、県民文化部県民協働課に置く。

(機 能)

- 第2 協働コーディネートデスクは、次に掲げる機能を持つものとする。
 - (1) 協働に関する相談機能
 - (2) 協働のコーディネート機能
 - (3) 情報提供機能
 - (4) その他長野県の協働推進のために必要な機能

(運 営)

- 第3 協働コーディネートデスクは、県民文化部県民協働課が運営する。

(民間のNPO活動支援組織等との連携及び協力)

- 第4 協働コーディネートデスクの機能が十分発揮されるよう、その運営に当たっては、民間のNPO活動支援組織、市町村の市民活動支援センター、その他公共的活動の支援を行う者との連携及び協力を図るものとする。

(補 則)

- 第5 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月10日から施行する。